平成 20 年 5 月 15 日

各　位

会 社 名　積水化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　大久保　尚武
（コード番号 4204　東証･大証　市場第１部）
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　篠　　秀一
電話番号　03-5521-0522

ストックオプションとして新株予約権を発行する件について

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権を発行する理由

当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

２．新株予約権の割当を受ける者

当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 50 万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

（２）発行する新株予約権の総数

500 個（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は 1,000 株）を上限とする。

ただし、前記（１）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（３）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（５）新株予約権の行使期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（７）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（９）その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

（注）上記の内容については、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以　上